在サンパウロ日本国総領事館
Consulado Geral do Japão em São Paulo

本文へ | Português

文字サイズ変更 小 中 大

| 総領事館案内 | 領事情報 | 日本への渡航情報 | 安全対策情報 | 広報文化 | 政府開発援助 | サンパウロ案内 |

トップページ > 【外国人に対する入国制限措置に関する変更】ブラジルにおける新型コロナウイルスに関する注意喚起

【外国人に対する入国制限措置に関する変更】ブラジルにおける新型コロナウイルスに関する注意喚起

2021/11/1

<ポイント>
◎10月5日、ブラジル政府は、ブラジルへの外国人の入国を制限する措置（政令第658号）を公布しました（同日付で施行）。
これまでの政令からの主な変更点は以下のとおりです。

1　英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）、 南アフリカ及びインドを出発・経由する空路のブラジルへの入国に関する各種制限が撤廃された。

2　ブラジル人、外国人を問わず、クルーズ船等による乗客の輸送に関する規則が修正され、11月1日からブラジル領海内でのその輸送が可能となる。

3　ブラジル入国に際する要件として、RT-PCR検査（搭乗前72時間以内に実施）だけでなく、抗原検査（搭乗前24時間以内に実施）についても有効となった。

□□□